

企業支援策、税務に関する重要な法令およびガイダンスの最新情報

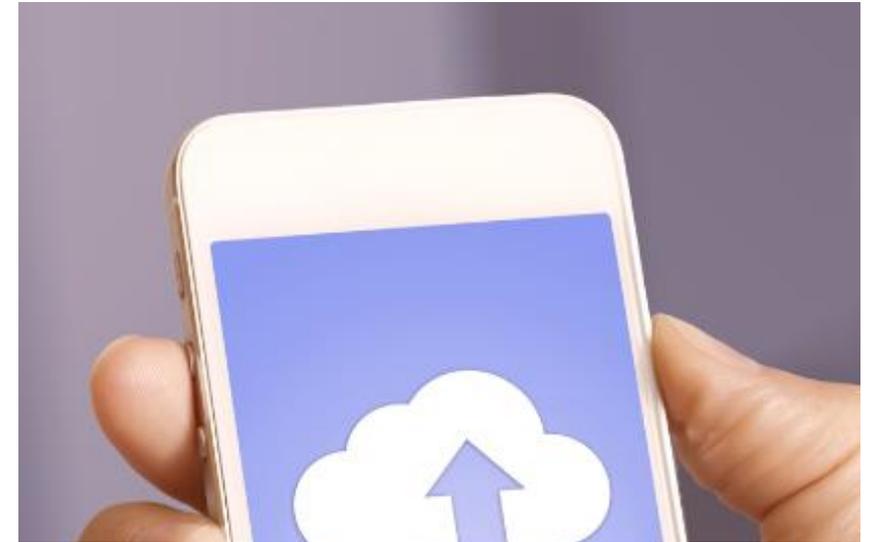
2020年7月



Content

2019年6月に国会を通過した2019年租税管理法は、重要かつ画期的と評価される新しい内容を多く含んでいます。新しい租税管理法は、税務申告納税の過程において納税者へのより有利な条件を付与することになり、新しい種類の事業に対する徴税管理を目的とする法的枠組みを強化することになると期待されます。

今回の弊社Grant ThorntonVietnamのニュースレターでは、2020年7月1日から施行されているこの2019年租税管理法について、重要な変更事項を改めてまとめました。新规定の理解および適用に際してご参考になれば幸いです。



租税管理法 38/2019/QH14

2006年および2012年租税管理法に代わる改正租税管理法 38/2019/QH14(2019年租税管理法)が、昨年、交付された際には重要事項をご案内させて頂いておりますが、2020年7月1日からの施行にあたり、改めて重要な変更点の概要をご案内申し上げます。以下をご参照下さい。



税務登録、申告および納税に関する
新规定



関連者間取引の管理に関する規
定の厳格化



納税者の権利保証を目的とし
て補足された新しい条項



電子インボイス、電子証票に関する
規定の適用



電子商取引に対する管理強
化

1. 税務登録、申告および納税に関する新规定

- 納税者は、事業活動を開始する前または納税義務が発生する前に(従来は、事業登録証明書、または、設立および活動ライセンス、または、投資証明書の発行日から10営業日以内)、税務登録を行い、税務当局から税務コードの付与を受ける必要があります。

申告期限の最終日に電子申告を行った際に税務当局の電子申告納税システムにトラブルがあった場合は、税務当局の電子申告納税システムが回復した日の翌日中に、申告書、納税証票を送付することにご留意下さい。

- 申告および納税の期限に関する規定:

申告書および納税	従来の規定	2020年7月1日以降の規定
四半期毎	翌四半期の30日目	翌四半期の最初の月の最終日 <i>(但し、四半期毎の法人所得税仮納付は、翌四半期の30日目で変更なし)</i>
年次確定申告	年度最終日から90日目	暦年度または会計年度最終日から3か月目の最終日
年次申告	翌年の最初の月の30日目	暦年度または会計年度の最初の月の最終日
個人所得税の確定申告(個人による直接申告の場合)	年度最終日から90日目	暦年度最終日から4か月目の最終日



2. 電子インボイス、電子証票に関する規定の適用



- 2019年租税管理法では、電子インボイス、電子証票に関する規定の適用は2022年7月1日からと規定されています。
- 現在、インボイス、証票に関する新しい政令草案が作成されていますが、この草案においても、電子インボイス、電子証票に関する規定の内容は2022年7月1日からの施行とされています。
- 今後の弊社ニュースレターでも、本件に関する最新情報を引き続いてフォローしていきます。

3. 関連者間取引の管理に関する規定の厳格化

2019年租税管理法では、移転価格操作、脱税を防止するための関連者間取引に関連するいくつかの重要な原則を補足しています。



関連者間取引を持つ納税者に関する課税所得算定のための「独立企業原則」および「納税義務を決定する活動・取引の本質の原則」。



移転価格操作・脱税の防止を目的とする投資プロジェクト審査業務に関わる計画投資省の責任。



関連者間取引を持つ納税者に対する、納税者および納税者の関連者に関する情報書類(ベトナム国外の各国、領土に居住する関連者に関する情報を含む)の作成、保管、申告、提供を義務付ける要請。



関連者間取引に関わる税務管理業務に資するための、外国税務当局との間での納税者および関連者に関する情報交換に関わる税務当局の責任。

4. 電子商取引に対する管理強化

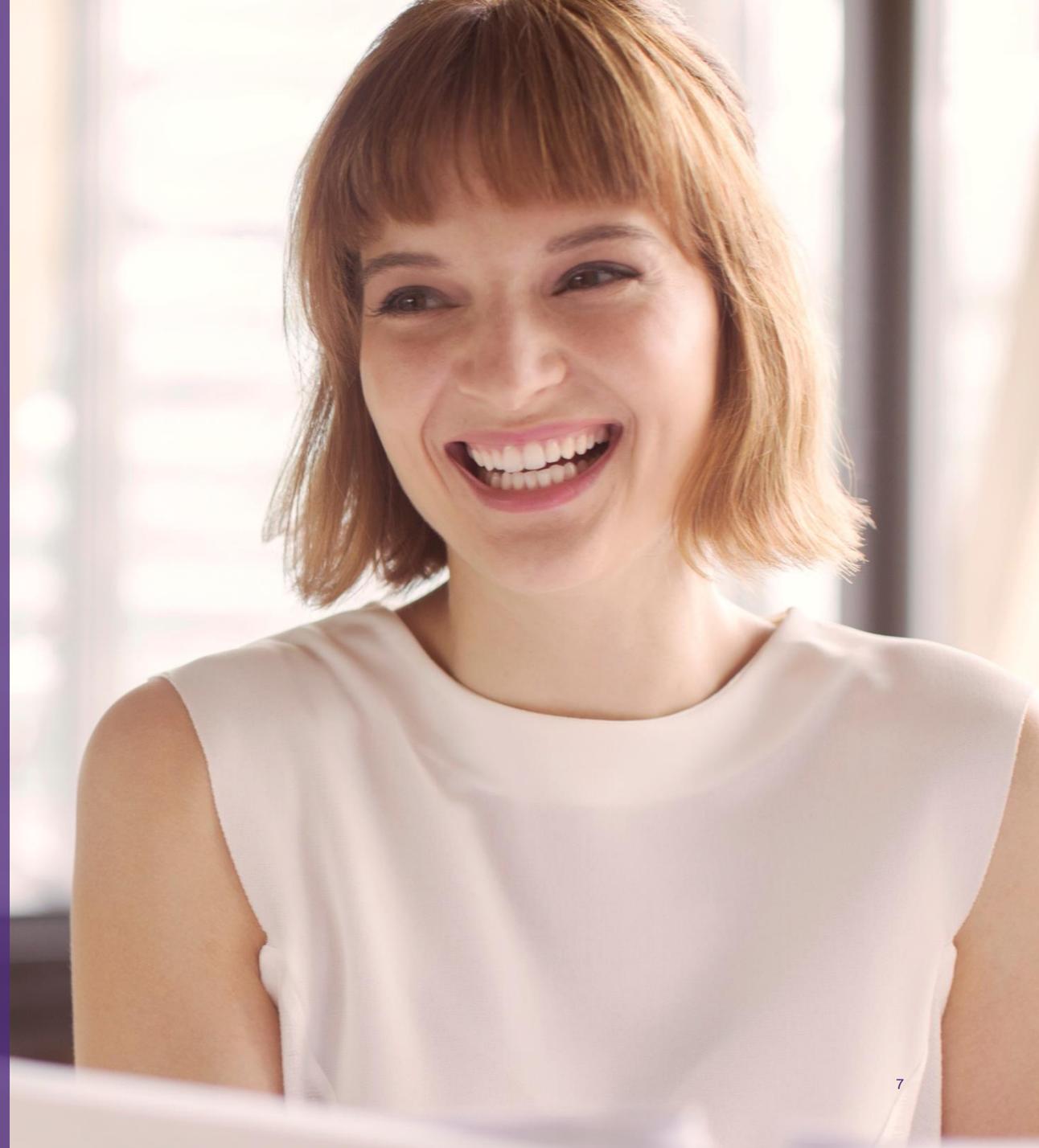
2019年租税管理法は、電子商取引に対する管理強化を目的として、いくつかの新しい規定を補足しています。

- ベトナムに恒久的施設を有しない外国のサプライヤーが、電子商取引、デジタル・プラットフォーム、および、その他サービスを通じてベトナムで商売を行う場合、ベトナムで税務登録、申告および納税を直接または委任により行う義務を負います。
- ベトナム源泉所得を持つ電子商取引の事業活動を行う外国の組織・個人が負う税法の規定に基づく納税義務については、商業銀行が、代わって控除、納税の責任を負います。



5. 納税者の権利保証を目的として補足された新しい条項

- 納税者の納税義務を確認する内容に関連する税務当局、管轄国家機関によるガイダンスおよび処理決定に基づいて納税者が実施した場合、納税者は、税務に関する行政違反の処罰、延滞金利を課されることはありません。
- 2019年租税管理法および電子取引法令の規定に基づいて、税務当局の専用ウェブサイトへ送付した電子証票は、全て、検索、表示、印刷をすることができます。電子証票は、税務当局、および、関連機関・組織との交信において使用することができます。



Contact

税務、会計、移転価格、労務、投資および税関、また、その他御社事業活動に関わる法令についてのアドバイスをご希望される場合、ご遠慮なく、弊社Grant Thorntonの専門家へお問い合わせ下さい。

ニュースレターのダウンロードは 下記サイトへアクセス下さい。 [Tax Hub](#)

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi

National Head of Tax Services
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 24 3850 1680 E
kaoru.okata@vn.gt.com

Bui Kim Ngan

Tax Director
D +84 24 3850 1716
E ngan.bui@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

Vishwa Sharan

Director – Transfer Pricing
D +84 327 345 053
E Vishwa.Sharan@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza, 561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 28 3910 9231
E hungdu.nguyen@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director –Japanese Desk
D +84 28 3910 9135 E
masato.karoji@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Partner
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Nguyen Thu Phuong

Tax Director
D +84 28 3910 9237
E thuphuong.nguyen@vn.gt.com

Lac Boi Tho

Tax Director
D +84 28 3910 9240
E tho.lac@vn.gt.com

© 2020 Grant Thornton (Vietnam) Limited - All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.

